

登 載 依 頼

平成 14 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による熊本県知事の委任に係る平成 14 年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 6 月 7 日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河 野 正 三

- 1 試験の日時 平成 14 年 10 月 20 日（日）午後 1 時から午後 3 時まで
ただし、宅地建物取引業法第 16 条第 3 項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後 1 時 10 分から午後 3 時まで
- 2 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。ただし、指定講習修了者については、上記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。
 - (2) 出題法令
平成 14 年 4 月 1 日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50 問
ただし、指定講習修了者については、45 問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 試験案内及び受験申込書の配布
 - (1) 配布期間
平成 14 年 7 月 8 日（月）から平成 14 年 8 月 2 日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。
 - (2) 配布場所
社団法人熊本県宅地建物取引業協会並びに県土木部建築課及び県各地域振興局
- 7 受験手数料
7,000 円
受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む（払込手数料は、本人負担）。
- 8 受験申込み
 - (1) 申込期間
平成 14 年 7 月 29 日（月）から平成 14 年 8 月 2 日（金）までの午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。
 - (2) 申込場所
社団法人熊本県宅地建物取引業協会（熊本市水前寺六丁目 1 番 31 号 熊本県不動産会館）
なお、郵送による受付も行うので、右記社団法人熊本県宅地建物取引業協会あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと（平成 14 年 7 月 8 日（月曜日）から平成 14 年 8 月 2 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。
 - (3) 提出書類
 - ア 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの）
 - イ 写真一葉（受験申込前六か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦 4.5 センチメートルから 5 センチメートルまで、横 3.5 センチメートルから 5 センチメートルまでの間の大きさのもの）
 - ウ 指定講習修了者については、前記アとイに加えて講習修了者証（修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの）
- 9 合格発表
 - (1) 発表の期日
平成 14 年 12 月 4 日（水）
 - (2) 発表の方法
申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。
- 10 試験に関する問い合わせ先

社団法人熊本県宅地建物取引業協会(熊本市水前寺六丁目 1 番 31 号 熊本県不動産会館)
(電話 096-213-1355)

熊本県収用委員会公告第 10 号

公 示 送 達

熊本県球磨郡五木村丙字金川 1106・1131 番 7、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土地所有者

氏名 山下耕司(持分 45360 分の 21)

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町 12 番地

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 14 年 5 月 30 日付け熊収第 52 号の書類(一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る第 4 回審理開催通知書)

(注意)上記書類を受領しないときは、平成 14 年 6 月 20 日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成 14 年 6 月 7 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊会公告第 256 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 1 4 年 6 月 7 日

熊本県警察本部長 折 田 康 徳

1 競争入札に付する事項

(1) 業務内容

熊本県警察本部庁舎から排出される廃棄物の運搬処理業務一式

(2) 委託期間

平成 1 4 年 7 月 1 日から平成 1 5 年 3 月 3 1 日まで

(3) 委託場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号地内

2 入札参加資格

入札の参加資格を有するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 熊本市内に本社又は支店（営業所を含む。）を有する者

(3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）の許可を受けている者

(4) 入札日現在において、従業員（常勤職員）を 5 人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を 2 台以上保有している者

(5) 入札説明会に参加した者

3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

(1) 申請の方法

県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を、直接警察本部会計課管理係に持参するものとする。なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(2) 申請書類の配付及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部警務部会計課管理係

郵便番号 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話番号 0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0 内線 2 2 6 2 ・ 2 2 6 3

(3) 申請書類の受付時間

平成 1 4 年 6 月 7 日から同年 6 月 1 7 日までの日の午前 9 時 3 0 分から午後 6 時 1 5 分まで（県の休日は除く。）とする。

(4) 確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、郵便又は電話により通知する。

4 入札説明会の日時及び場所

平成 14 年 6 月 12 日 午後 1 時 30 分 熊本県警察本部 5 階 501 会議室

5 入札及び開札に関する事項

(1) 入札及び開札の日時並びに場所

平成 14 年 6 月 21 日 午後 1 時 30 分 熊本県警察本部 5 階 501 会議室

(2) 入札事務を担当する部局の名称

熊本県警察本部警務部会計課管理係

郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-381-0110 内線 2262・2263

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手に限る。）を入札時に納付する。ただし、次の（2）に該当する場合は、入札保証金は免除する。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、委託契約締結後還付する。

(2) 入札保証金の免除

入札保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。（契約保証期間は、入札日以降 1 週間程度の期日まで加入する）

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたときに限る。）。

7 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。